

乳幼児医療費無料化は

助成制度の拡充を検討

議員(自民) 子どもの医療費負担は少子化が進む大きな要因となっている。多くの県では、既に就学前までの軽減策を制度化して

おり、無料化に向けた制度創設について所見を伺いたい。

知事 本県の妊産婦医療費助成と乳幼児医療費助成



北浦と高度処理型合併浄化槽の取付の様子

を合わせた受給者一人当たりの補助額は全国平均より高くなっているが、乳幼児医療費助成制度の拡充について、要望を踏まえ、議会と十分に相談しながら検討していく。

議員 霞ヶ浦・北浦水質浄化に向け制度化された高度処理型合併浄化槽の補助事業は、設置者の負担増もあり、導入があまり進んでいない。負担の軽減策を含め、今後の取り組みを伺いたい。

生活環境部長 今年度から、計画的な整備、適正な維持管理、個人や市町村の負担軽減等のメリットがある市町村設置型の事業について、市町村に対する設置事業費等の助成制度を創設し、普及を促進している。(ほかに、鹿島港の整備、カシマサッカースタジアム周辺の活性化なども質問)

学校における道徳教育は

教員の徳力向上で推進



建設中の湊大橋

きていると考えるが、学校における道徳教育をどう進めるのか。

教育委員会 委員長 道徳の指導法だけでなく、教員自らの徳を高める研修や、教員のリーダーである校長に対する研修を進め、教師の人間力による道徳教育の一層の充実を図る。

議員(自民) 多くの人が若者の道徳心の欠如を指摘している。国民道徳の再興を図るべき重要な時期に

石岡有料道路の無料化は

平成一六年度末までに

議員(自民) 地元石岡市をはじめ周辺町村は、何

度も石岡有料道路の無料化を訴えており、六月二日に

議員 本年七月以降に、六二時間の専門知識に関する講習と三〇症例以上の病院実習を修了した救急救命士に、気道確保のための気管挿管が認められるが、講習と病院実習にどう取り組むのか伺う。

知事 地元石岡市等から未償還金の返済に伴う費用について、相当額を負担する旨の申し入れがあったので、平成一六年度末までに早期無料化を図れるよう、

生活環境部長 講習は県内全ての救急救命士を対象に平成一九年度までの四年



早期無料化が望まれる石岡有料道路

間で実施し、病院実習は今後、受入病院を決定し、受入可能な人数の把握など実習のための諸条件の検討を行い、救急救命士による気管挿管が早期に行われるよう積極的に取り組む。

(ほかに、高齢者虐待、学校における安全教育なども質問)

✓(2面から続く)

こうした環境のもとに誕生する新法人は、現場主義、安全主義、効率主義に立脚し、優れた創造性と万全な安全性に対して経営者が責任を持つことを国民すべてが期待をしているところである。

かかる意味で、黎明期から今日まで発展を支えてきた原子力のメッカともいべき茨城県においてこそ、統一的かつ一元的な安全管理体制の確立や新たな領域の開拓に向けた研究・開発が促進され、国民生活の質の向上、さらに新しい産業分野の創出が可能であると確信する。

更に、願わくば原子力の将来が、人類の新たな文化の創造に結実することを切に期待するものである。よって、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の統合後の新法人においては、茨城県内に本社を設置されることを強く要望する。

緊急地域雇用創出特別交付金制度の継続・改善を求める意見書

我が国の景気・経済状況は、大企業を中心に回復の兆しが見えるものの、地方経済や中小企業は依然として低迷状態にある。雇用情勢についても、全国の完全失業率が依然として高い水準で推移している中において、特に本県の有効求人倍率は、平成一四年四月以降二五か月連続して

全国平均を下回るなど、厳しい状況が続いている。このような状況の中で、平成一三年度に国が創設した「緊急地域雇用創出特別交付金制度」は、県や市町村が地域における雇用機会の創出を図る上で必要不可欠な制度となっている。

この制度については、平成一六年度末で終了する予定となっているが、依然として厳しい本県の雇用情勢を踏まえると引き続き同制度の継続が望まれるところである。

また、現行制度では、雇用期間を原則として六か月未満としており、経験や技能の習熟を図るまでには至っていないことなどから、更に有効な雇用対策となるよう制度を改善することも必要である。

よって、国におかれては、地域の実情に即した雇用対策の一層の充実を図るため、次の事項について措置されるよう強く要望する。

記

1 緊急地域雇用創出特別交付金制度を平成一七年度以降も継続して実施すること。

2 緊急地域雇用創出特別交付金制度の継続に当たっては、業務内容に応じた雇用期間の延長や対象企業の人件費割合等の条件緩和など、実施主体である地方自治体が運用しやすいよう改善すること。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の整備を求める意見書

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(以下「あはき法」という。)において、医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業として行うとする者は、免許を受けなければならないと定められている。

しかし、近年これらの免許を取得せずに、あん摩、マッサージ、指圧などの類似行為を行う者が急増しており、これらの者と国家資格を有する者との業務の区別が難しくなっていると同時に、無資格者の医業類似行為による事故の発生も懸念されている。

このことは、国家資格を有する施術者に対する国民の信用を失わせるとともに、社会全体に大きな不安を招くおそれがある。

以上の趣旨から、国民が安心して適切な施術を受けられるようにするため、国家資格者の業務範囲の明確化や無資格者取締りの徹底強化など、あはき法の改正等法整備を図ることについて、早急に対応されるよう要望する。

乳幼児医療費無料化制度の創設を求める意見書

我が国の急速な少子化の進行は、経済活力の低下や

(4面へ続く)